

創業者や創業まもない方の資金繰りを支援する制度ができました

つくば市創業支援融資 信用保証料補助金

茨城県の「創業支援融資」又は「女性・若者・障害者創業支援融資」を受ける、つくば市の法人・個人に対して「信用保証料」をつくば市が補助する制度です。

▶ 補助を受けられる金額

当該融資に係る信用保証料の総額の2分の1に相当する額

※ただし、茨城県による信用保証料補助金との合算が、信用保証料の10割を超えない範囲とします。

ここが
ポイント！

本補助金と県による信用保証料補助を合わせることで、利用者の負担する信用保証料が軽減されます。

▶ 対象者の条件 1～4のすべてに該当すること。

	つくば市内の法人	つくば市内の個人
1	・市内に事業所がある ・市内に事業所を開設する予定である	・市内に住所及び事業所がある ・市内に住所があり、市内に事業所を開設する予定である
2	茨城県の「創業支援融資」又は「女性・若者・障害者創業支援融資」について商工会もしくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会の認定を受けていること	
3	市税に滞納のないこと	
4	当該融資の信用保証料を分納しないこと	

申込
期限

融資実行の前日

又は補助金の交付を受けようとする年度の3月15日のいずれか早い日
審査に時間を要する場合がございますので、
期限より3日程度お早めの御申請に御協力ください。

※申込期限内であっても、予算がなくなり次第終了とさせていただきます。
予算の状況については事前に市産業振興課までお問合せください。

補助金交付の流れや必要書類については裏面をご覧ください。



補助金交付の流れと必要書類

STEP

1

市に補助金の申請をする

申請は必ず融資を受ける前に行ってください。融資実行後の申請は認められません。

必要書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 茨城県創業支援融資認定書の写し又は茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定書の写し
- (3) 茨城県創業支援融資認定申請書の写し又は茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定申請書の写し
- (4) 創業計画書の写し(創業後1年未満の場合)
- (5) 3か月以内に取得した、市税に滞納がないことの証明
- (6) 3か月以内に取得した、履歴事項全部証明書の写し(法人を設立している場合)
- (7) 3か月以内に取得した、住民票の写し(法人を設立していない場合)
- (8) 委任状(金融機関による代理申請の場合)

申請後に内容の変更がある時は変更申請
必要書類: 変更申請書(様式第4号)

STEP

2

市から補助金交付決定通知が届く

STEP

3

金融機関から融資を受ける

STEP

4

市に実績報告をする

融資実行から20日以内、
又は融資実行日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出して下さい。

必要書類

- (1) 実績報告書(様式第6号)
- (2) 金銭消費貸借契約証書の写し
- (3) 信用保証書の写し又は信用保証決定のお知らせの写し
- (4) 信用保証料の支払いが確認出来る書類(伝票や信用保証料計算書など)の写し

STEP

5

市から補助金額の確定通知が届く

STEP

6

市に補助金の請求をする

必要書類

請求書(様式第8号)

約3週間で指定口座に補助金が振り込まれます。

※繰り上げ返済等により信用保証料の払い戻しがあった際は返還届を提出して下さい。

様式はつくば市HPからダウンロードしてください。

つくば市 創業支援融資信用保証料補助金

検索

つくば市産業振興課 経営支援係

☎ 029-883-1111(代表) ✉ eco053@city.tsukuba.lg.jp

令和6年4月1日現在